

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 【表紙】       |                              |
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項             |
| 【提出先】      | 関東財務局長                       |
| 【提出日】      | 平成20年9月26日                   |
| 【事業年度】     | 第91期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）  |
| 【会社名】      | 株式会社マングム                     |
| 【英訳名】      | MANDOM CORPORATION           |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長執行役員 西村 元延           |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府中央区十二軒町5番12号              |
| 【電話番号】     | 06（6767）5001（代表）             |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員 財務管理部長 武田 勝則            |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府中央区十二軒町5番12号              |
| 【電話番号】     | 06（6767）5001（代表）             |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員 財務管理部長 武田 勝則            |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月25日に提出致しました第91期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6) <省略>

##### (7) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。」旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とすることです。

##### (8) 株主総会の特別決議要件

当社は、「会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

(1)～(6) <省略>

##### (7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

##### (8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

###### 自己株式の取得

当社は、「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる。」旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

###### 取締役および監査役の責任免除

当社は、「会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を同法の限度において免除することができる。」旨定款に定めております。これは、優秀な人材の確保および取締役の積極的な意思決定・業務執行を可能とする環境を整備することを目的とするものであります。

###### 剰余金の配当等の決議機関

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。」旨定款に定めております。これは機動的な資本政策および配当政策を遂行することを目的とするものであります。なお、剰余金の配当等に関する株主総会の決定権が排除されるものではありません。

##### (9) 株主総会の特別決議要件

当社は、「会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。